主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告人の抗告理由は末尾添附の別紙記載のとおりである。

所論は憲法違反の主張をするけれども、その実質は訴訟手続違背の主張に帰し刑 訴四〇五条に規定する事由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用す べきものとは認められない。

よつて、同四三四条、四二六条により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重	ı	勝	谷	小	裁判官
剆	,	八	田	藤	裁判官
剆	_	唯	村	谷	裁判官